

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

# 東京都公報

発行 東京都

## 目 次

## 規則

○東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則

（都市整備局市街地建築部調整課）…一

○東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則

（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課）…二

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（保健医療局健康安全部食品監視課）…二

## 告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（三十一件）…

（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部調整課・街路計画課）…二

○平成二十年東京都告示第四百四十五号（東京都建築基準法施行細則による建築設備概要書等）の一部改正…（都市整備局市街地建築部建築企画課）…九

○令和二年東京都告示第二百二十三号（東京都環境性能評価書作成基準）の一部改正…（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）…四

○令和六年東京都告示第四十二号（令和二年東京都告示第二百二十二号（東京都マンション環境性能表示基準）の一部改正）の一部改正…（同）…五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…（環境局環境改善部化学物質対策課）…五

○家畜伝染病予防法による家畜検査の実施…（産業労働局農林水産部食料安全課）…七

○豚熱の予防注射の実施…（建設局道路管理部路政課）…八

○都道の供用開始…（同）…八

○都道の区域決定…（同）…八

- 都道の区域変更…（同）…三  
訓令（教）
- 東京都教育委員会職員表彰規程の一部改正…（同）…三  
規則（公）
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則…（同）…三  
規則（公）
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則…（同）…三  
規則（公）
- インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…三  
規則（公）

## 告示（警）

○平成十四年警視庁告示第七十八号（東京都道路交通規則に基づく警視総監の指定に関する告示）の一部改正…（同）…三  
規程（下水）○東京都下水道局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程…（同）…三  
規程（下水）

## 告示（消）

○火災予防施行規程の一部改正…（同）…三  
規程（下水）

## 公告

○市街地再開発組合の理事長の変更…（都市整備局市街地整備部再開発課）…三  
公告

## 規則

○東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第八号

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築士法施行細則（昭和二十五年東京都規則第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「生年月日及び性別」を削る。

別記第一号書式及び第一号書式の二中「禁錮」を「拘禁」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記第一号書式及び第一号書式の二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都建築士法施行細則別記第一号書式及び第一号書式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

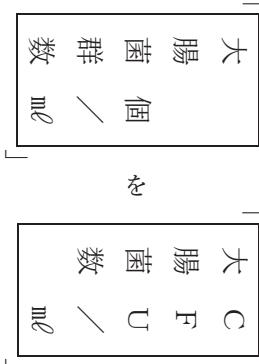
令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

## ◎東京都規則第九号

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則

東京都浄化槽の保守点検等に関する規則（昭和六十年東京都規則第百五十二号）の一部を次のように改正する。



腸菌数は」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都浄化槽の保守点検等に関する規則別記第二十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## 告 示

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月二十一日

## ◎東京都規則第十号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和一十三年東京都規則第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二章を次のよう改める。

## 第二章 削除

第五条及び第六条 削除

別記第一号様式を次のように改める。

## 第一号様式 削除

別記第六号様式中「第14条第2項第1号」や「第17条第2項第1号」に、「(7)食品衛生責任者養成講習会修了者」や「(7)食品衛生責任者養成講習会修了者 (8)管理栄養士」に、「(8)」を「(9)」に改める。

別記第七号様式中「第14条第2項第2号」や「第17条第2項第2号」に、「(7)食品衛生責任者養成講習会修了者」や「(7)食品衛生責任者養成講習会修了者 (8)管理栄養士」に、「(8)」を「(9)」に改める。

別記第八号様式中「第14条第2項第3号」や「第17条第2項第3号」に改める。

別記第九号様式、第十一号様式及び第十二号様式中「業」の次に「・管業」を加える。

## 附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二章及び別記第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第六号様式から第九号様式まで、第十二号様式及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## ◎東京都告示第一百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東

京都告示第七百二十四号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画緑地事業第十三号江戸川緑地

三 事業施行期間

令和三年五月十四日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

令和三年東京都告示第七百二十四号及び令和六年東京都告示第百十号の事業地のうち、江戸川区江戸川四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分  
変更なし

### ●東京都告示第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

立川市

二 都市計画事業の種類及び名称

立川都市計画下水道事業立川市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年八月十一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号、昭和三十六年建設省告示第八百六十六号、昭和三十六年建設省告示第千三百三十八号、昭和三十七年建設省告示第千三百三十三号、昭和四十一年建設省告示第千二百四十四号、昭和四十六年告示第千二百四号、昭和四十二年建設省告示第千二百四十七号、昭和四十二年建設省告示第千二百四十九号、昭和五十年東京都告示第三百三十七号、昭和五十二年東京都告示第七百七十八号、昭和五十四年東京都告示第千

により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称

八王子都市計画下水道事業八王子市公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十年四月十二日から令和八年三月三十日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

### ●東京都告示第二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

立川市

二 都市計画事業の種類及び名称

立川都市計画下水道事業立川市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年八月十一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

昭和三十一年建設省告示第千二百六十二号、昭和三十六年建設省告示第八百六十六号、昭和三十六年建設省告示第千三百三十八号、昭和三十七年建設省告示第千三百三十三号、昭和四十一年建設省告示第千二百四十四号、昭和四十六年告示第千二百四号、昭和四十二年建設省告示第千二百四十七号、昭和四十二年建設省告示第千二百四十九号、昭和五十年東京都告示第三百三十七号、昭和五十二年東京都告示第七百七十八号、昭和五十四年東京都告示第千

により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

武蔵野市

二 都市計画事業の種類及び名称

武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道

八十五号、昭和五十五年東京都告示第七百二十八号、昭和五十七年東京都告示第四百六十九号、昭和六十年東京都告示第五百四十六号、昭和六十一年東京都告示第千二十号、平成四年東京都告示第五百五十六号、平成四年東京都告示第九百三号、平成七年東京都告示第九百八号、平成十年東京都告示九百五十九号、平成十一年東京都告示第一百三十号、平成十二年東京都告示第千六十八号、平成十七年東京都告示第九百九十七号、平成十八年東京都告示第四百十三号、平成二十三年東京都告示第二百七十五号、平成二十五年東京都告示千三百七十二号、平成二十八年東京都告示第千二百七十三号及び平成二十九年東京都告示第三百一号のうち錦町五丁目地内において事業地を変更する。

示第七百二十八号、昭和五十七年東京都告示第四百六十九号、昭和六十一年東京都告示第五百四十六号、昭和六十一年東京都告示第千二十号、平成四年東京都告示第五百五十六号、平成四年東京都告示第九百三号、平成七年東京都告示第九百八号、平成十年東京都告示九百五十九号、平成十一年東京都告示第一百三十号、平成十二年東京都告示第千六十八号、平成十七年東京都告示第九百九十七号、平成十八年東京都告示第四百十三号、平成二十三年東京都告示第二百七十五号、平成二十五年東京都告示千三百七十二号、平成二十八年東京都告示第千二百七十三号及び平成二十九年東京都告示第三百一号のうち錦町五丁目地内において事業地を変更する。

|  |                            |  |
|--|----------------------------|--|
| 三 事業施行期間   | 昭和三十二年十一月二十五日から令和八年三月三十日まで | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 四 事業地  | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 収用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 使用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| ● 東京都告示第二百五十九号   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第三十三号、三鷹市都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 令和七年三月二十一日   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 一 施行者の名称   | 青梅市                        | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 二 都市計画事業の種類及び名称  | 青梅都市計画下水道事業青梅市公共下水道        | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 三 事業施行期間   | 昭和四十八年二月一日から令和八年三月三十日まで    | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 四 事業地  | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 収用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 使用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| ● 東京都告示第二百六十一号   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号、青梅市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 収用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| ● 東京都告示第二百六十二号   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百五十八号、昭和五十九年東京都告示第三百三号、昭和六十年東京都告示五百四十号、昭和五十三年東京都告示第千三十八号、昭和五十六年東京都告示第八百九十二号、昭和五十九年東京都告示第三百三号、昭和六十一年東京都告示第二百八十六号、平成三年東京都告示第三百三十四号、平成九年東京都告示第二百六十九号、平成十三年東京都告示第二百四十七号、平成十九年東京都告示第二百九十九号、平成二十一年東京都告示第四十五号及び平成二十八年東京都告示第四百八十九号の事業地のうち今井二丁目、今井四丁目及び今井五丁目各地内において事業地を変更する。 | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 四 事業地  | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 収用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 使用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| ● 東京都告示第二百六十一号   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号、   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 収用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| ● 東京都告示第二百六十二号   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千二十八号、   | 東京都知事 小 池 百合子              | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |
| 収用の部分  | 変更なし                       | 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 |

## ● 東京都告示第二百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十二年建設省告示第四千百四十号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

調布市

二 都市計画事業の種類及び名称

下水道

三 事業施行期間

昭和三十九年十二月十六日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

## 二 都市計画事業の種類及び名称

町田都市計画下水道事業町田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十年十二月十六日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

東京都知事 小池百合子

変更なし

## ● 東京都告示第二百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十四年建設省告示第二千六百八十一号小金井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

東京都知事

小平市

一 施行者の名称

小平市

二 都市計画事業の種類及び名称

下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年十一月十六日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

号小平都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

変更なし

## ● 東京都告示第二百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十二年建設省告示第千四百八十四号日野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

東京都知事

日野市

二 都市計画事業の種類及び名称

下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月二十五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称

町田市

号小平都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

変更なし

## ● 東京都告示第二百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十五年東京都告示第千二百二十五号の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

東京都知事

日野市

二 都市計画事業の種類及び名称

下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月二十五日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項に基づき昭和五十一年東京都告示第九十六号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 東村山市  
二 都市計画事業の種類及び名称 公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十七年二月二十四日から令和八年三月三十日まで  
四 事業地 収用の部分

一 施行者の名称 東村山市  
二 都市計画事業の種類及び名称 公共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十一年二月七日から令和八年三月三十一日まで  
四 事業地 収用の部分

●東京都告示第二百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項に基づき昭和四十七年東京都告示第二百九十八号国分寺都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 国立市  
二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画下水道事業国立市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十六年二月二日から令和八年三月三十一日まで  
四 事業地 収用の部分

一 施行者の名称 国立市  
二 都市計画事業の種類及び名称 国立都市計画下水道事業国立市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十六年二月二日から令和八年三月三十一日まで  
四 事業地 収用の部分

●東京都告示第二百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項に基づき昭和四十四年東京都告示第千二百二十四号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 狛江市  
二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画下水道事業狛江市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十四年十二月十九日から令和八年三月三十一日まで  
四 事業地 収用の部分

●東京都告示第二百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十七年東京都告示第二百九十八号国分寺都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第百三十五号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第八十七号立川市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東大和市  
二 都市計画事業の種類及び名称 共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十一年十二月十三日から令和八年三月三十一日まで

一 施行者の名称 東大和市  
二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業東大和市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十一年二月二日から令和八年三月三十一日まで

一 施行者の名称 東大和市  
二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業東大和市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十一年二月二日から令和八年三月三十一日まで

一 施行者の名称 東大和市  
二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業東大和市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十一年二月二日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百六十五号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 武藏村山市  
二 都市計画事業の種類及び名称 公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十九年九月十二日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十年東京都告示第二十七号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 多摩市  
二 都市計画事業の種類及び名称 下水道  
三 事業施行期間 昭和五十年一月十三日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし使用の部分  
変更なし

## ●東京都告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十六年東京都告示第千九十九号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 稲城市  
二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業稲城市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十六年十月十七日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

## ●東京都告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第二百六十六号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 羽村市  
二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業羽村市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十九年三月十三日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

## ●東京都告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第六十三号西東京都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 西東京市  
二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画下水道事業西東京市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和四十九年一月十九日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

## ●東京都告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第千二百九十七号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 あきる野市  
二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画下水道事業あきる野市公共下水道  
三 事業施行期間 昭和五十九年十二月二十七日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分  
変更なし

## ●東京都告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第二百六十六号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 瑞穂町  
二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業瑞穂町公共下水道

●東京都告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第六十三号西東京都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

三 事業施行期間 昭和四十九年十二月二十五日から令和八年三月三十一日まで  
 四 事業地 収用の部分  
 使用の部分  
 変更なし  
 変更なし

●東京都告示第二百八十三号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第三百八号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

一 施行者の名称 東京都知事 小池百合子  
 二 都市計画事業の種類及び名称 共下水道  
 三 事業施行期間 平成二十五年四月一日から令和八年三月三十一日まで  
 四 事業地 収用の部分  
 使用の部分  
 変更なし  
 変更なし

●東京都告示第二百八十四号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第千六百三十一号の事業地のうち、世田谷区上野毛二丁目及び玉川一丁目各地内を削る。改訂する。

令和七年三月二十一日

三 事業施行期間 平成二十年八月十三日から令和十二年三月三十一日まで  
 四 事業地 収用の部分  
 使用の部分  
 変更なし  
 変更なし

●東京都告示第二百八十五号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千六百二十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

三 事業施行期間 平成二十五年四月一二日から令和七年三月三十一日まで  
 四 事業地 収用の部分  
 使用の部分  
 変更なし  
 変更なし

●東京都告示第二百八十六号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千六百二十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年三月二十一日

一 施行者の名称 東京都知事 小池百合子  
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百二十五号線及び区画街路世田谷区画街路第六号線  
 三 事業施行期間 平成二十年東京都告示第千六百三十一号の事業地のうち、北区赤羽西一丁目地内において事業地を変更する。  
 四 事業地 収用の部分  
 使用の部分  
 変更なし  
 変更なし

●東京都告示第二百八十七号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千六百三十一号の事業地のうち、北区赤羽西一丁目地内において事業地を変更する。

令和七年三月二十一日

|                      |   |
|----------------------|---|
| 排煙設備の種類              | 自然排煙・機械排煙・送風機を設けた排煙・加圧防排煙・告示( )   |
| 排煙機の予備電源等の種類         | 発電機・ACモーター併用エンジン・( )  |
| 非常用照明装置の予備電源の種類      | 電池内蔵・電源別置・蓄電池併用発電機・( )  |
| 非常用進入口の赤色灯           | あり・なし   |
| 防災設備                 | <p>受雷部システム 受雷部設置 (回転球体法・保護角法・メッシュ法)</p> <p>JIS A<br/>4201 - 20<br/>03</p> <p>引下げる導線引下げる構成 小型接地極<br/>システム 水平環状導体 なし・あり：導体設施・あり：構造体使用</p> <p>接地システム A型接地極 放射状・垂直・板状<br/>B型接地極 環状・網状・基礎</p> <p>構造体利用接地極 矢針・むね上げ導体・矢針むね上げ導体併用</p> <p>JIS A<br/>4201 - 19<br/>92</p> <p>受雷部 引下げる導線 鋼管導線・簡略法(鉄骨溶接・鉄筋溶接)<br/>接地極 銅板・棒(材質以下)・外径 長さ )・省略</p> |
| 延焼のおそれのある部分の措置       | 防火分区画貫通部における防火ダムバーの種類 温度ヒューズ・運動ヒューム(煙感知器・熱感知器)  |
| 防火戸等の閉鎖方式の種類         | 面横式面等 常閉・運動(温度ヒューズ・煙感知器・熱感知器)   |
| ケーブル・配管等の防火分区画貫通部の措置 | 異種用途区画 常閉・運動(煙感知器)  |
| 建築基準法に基づく中央管理室       | 大臣認定工法・認定番号 )・施行令・告示  |
| 排煙設備の種類              | 自然排煙・機械排煙・送風機を設けた排煙・加圧防排煙・告示( )   |
| 排煙機の予備電源等の種類         | 発電機・ACモーター併用エンジン・( )  |
| 非常用照明装置の予備電源の種類      | 電池内蔵・電源別置・蓄電池併用発電機・( )  |
| 非常用進入口の赤色灯           | あり・なし   |
| 雷保護レベル               | I • II • III • IV   |
| 受雷部システム              | <p>構成 突針・水平導体・メッシュ導体</p> <p>受雷部配置 回転球体法・保護角法・メッシュ法</p> <p>側壁受雷部 なし・あり</p> <p>屋上突出部、縫隙部の保護 なし・あり (導線による対策・突針による対策)</p> <p>JIS Z<br/>9250-3-2019</p> <p>引下げる構成 専用引下げる・構造体利用・金属工作物代用</p> <p>引下げる導線システム 水平環状導体<br/>なし・あり (導体設施・構造体使用)</p>   |
| 接地極システム              | <p>A型接地極 放射状・垂直・板状</p> <p>B型接地極 環状・網状・基礎</p> <p>構造体利用接地極</p>  |
| 延焼のおそれのある部分の措置       | 防火分区画貫通部における防火ダムバーの種類 温度ヒューズ・運動ヒューム(煙感知器・熱感知器)  |
| 防火戸等の閉鎖方式の種類         | 面横式面等 常閉・運動(温度ヒューズ・煙感知器・熱感知器)   |
| ケーブル・配管等の防火分区画貫通部の措置 | 異種用途区画 常閉・運動(煙感知器)  |
| 建築基準法に基づく中央管理室       | 大臣認定工法・認定番号 )・施行令・告示  |

改める。

一号の一その一中

16 厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。

16 廚房の排水設備にはグリース阻集器が設けられている。

写真

を

に

改め、同様式その二申

|   |  |        |
|---|--|--------|
| 1 | 【IIS A 4201 - 2003規格の場合】外部保護システムは設計どおり施工している。  | 写真・データ |
| 2 | 【設置どおりの機能を満たしている】。外部保護システムの構成部材が全て良好な状態にあり、接地設備  |        |
| 3 | 【IIS A 4201 - 1992規格の場合】高さ20mを超える部分が保護角内に取まり、接地極が地下0.5m以上の深さに埋設され、規定の接地抵抗値以下である。金属体(IVアンテナ、高架タ     | 写真・データ |
| 4 | ンク等)は電気的に接続されている。  |        |
| 5 | 【IIS A 4201 - 1992規格の場合】簡略法の場合は鉄筋、鉄骨との接合が規定どおり施工されている。   | 写真     |
| 6 | 1 接地部で「延焼のおそれのある部分」に設けられる換気設備の開口部に防火設備(FD等)が設けられている。<br>2 換気、空調ダクトに設ける防火ダンパーが防火分区画等の貫通部に取り付けられている。 |        |

文之司集卷之三

に

|    |   |        |
|----|---|--------|
| 3  | 防火ダンパーの構造は、日本防排煙工業会の自主適合マーク等により確認している。                |        |
| 4  | 防火ダンパーの付近の天井面には保守点検のための点検口(45cm□以上)が設けられている。          |        |
| 5  | 防火戸、ダンパー、可動たれ壁に連動する感知器が規定の位置に設けられ、作動する。               | 写真・データ |
| 6  | 配管、ダクト、配線等が防火分区画等を貫通する際に、防火措置を講じている。                  |        |
| 7  | 和風便器、阻集器が防火分区画の床を貫通する際に、耐火被覆等の防火措置を講じている。             | 写真     |
| 8  | 3階建以上の建築物に設けられる直通階段(屋内、屋外)に直接面した部分に換気設備の開口部が設けられていない。 |        |
| 9  | 屋外避難階段から2m未満に換気設備の開口部が設けられていない。                       |        |
| 10 | 屋外階段の正面、屋外避難階段から周囲2m範囲の給湯器は屋内型である。                    |        |

を

|  |        |
|--|--------|
| 1 外壁部で「延焼のおそれのある部分」に設けられる換気設備の開口部に防火設備(FD等)が設けられている。     |        |
| 2 換気、空調ダクトに設ける防火ダンパーが防火区画等の貫通部に取り付けられている。                |        |
| 3 防火ダンパーの構造は、日本防排煙工業会の自主適合マーク等により確認している。                 |        |
| 4 防火ダンパーの付近の天井面には保守点検のための点検口(45cm□以上)が設けられている。           |        |
| 5 防火戸、ダンパー、可動式れ壁に連動する感知器が規定の位置に設けられ、作動する。                | 写真・データ |
| 6 配管、ダクト、配線等が防火区画等を貫通する際に、防火措置を講じている。                    | 写真     |
| 7 和風便器、阻集器が防火区画の床を貫通する際に、耐火被覆等の防火措置を講じている。               |        |
| 8 3階建て以上の建築物に設けられる直通階段(屋内、屋外)に直接面した部分に換気設備の開口部が設けられていない。 |        |
| 9 屋外避難階段から2m未満に換気設備の開口部が設けられていない。                        |        |
| 10 屋外階段の正面、屋外避難階段から周囲2m範囲の給湯器は扉内型である。                    |        |

改め。

別記第11項を次のとおり改め。

別記第3号

## 建築設備概要書

| 区分          | 雷保護レベル                              | I                      | II | III | IV | 概要 |
|-------------|-------------------------------------|------------------------|----|-----|----|----|
| 受雷部システム     | 構成                                  | 突針・水平導体・メッシュ導体         |    |     |    |    |
| 受雷部配置       | 回転球体法・保護角法・メッシュ法                    |                        |    |     |    |    |
| 側壁受雷部       | なし・あり                               |                        |    |     |    |    |
| 屋上突出部、縁部の保護 | なし・あり (導線による対策・突針による対策)             |                        |    |     |    |    |
| 引下げ構成       | 専用引下げ・構造体利用・金属工作物代用                 |                        |    |     |    |    |
| 水平導体導体      | なし・あり (導体施設・構造体使用)                  |                        |    |     |    |    |
| A型接地極       | 放射状・垂直・板状                           |                        |    |     |    |    |
| B型接地極       | 環状・網状・基礎                            |                        |    |     |    |    |
| 接地極システム     | 構造体利用接地極                            |                        |    |     |    |    |
| その他         | 非常用照明装置の予備電源の種類                     | 電池内蔵・電源引置・蓄電池併用発電機・( ) |    |     |    |    |
| (注意)        | 非常用進入口の赤色灯                          | あり・なし                  |    |     |    |    |
|             | 概要欄のうち、該当する事項を○で囲み、適宜必要事項を記入してください。 |                        |    |     |    |    |

(日本産業規格A4用紙)

# 東京都公報

別記第四号中

|   |   |        |
|---|---|--------|
| 1 | 【UTS A 4201 - 2003規格の場合】外部保護システムは設計どおり施工している。                                   | 写真・データ |
| 2 | 【UTS A 4201 - 2003規格の場合】外部保護システムの構成部材が全て良好な状態にあり、設計どおりの機能を満たしている。               |        |
| 3 | UTS A 4201 - 1992規格の場合】高さ20mを超える部分が保護角内に収まり、接地極が地下0.5m以上の深さに埋設され、規定の接地抵抗値以下である。 | 写真・データ |
| 4 | 【UTS A 4201 - 1992規格の場合】避雷導線から1.5m以内にある金属体(TVアンテナ、高架ターンク等)は電気的に接続されている。         |        |
| 5 | 【UTS A 4201 - 1992規格の場合】簡略法の場合は鉄筋、鉄骨との溶接が規定どおり施工されている。                          | 写真     |

改める。

別記第五号その二及び別記第六号その二中

|   |                                 |     |
|---|---------------------------------|-----|
| 1 | 落下防止柵・網、三角部保護板等の取付状況に問題がない。     |     |
| 2 | 転落防止策、進入防止用仕切板及び勝手柵は適切に設置されている。 |     |
| 3 | 防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。        |     |
| 4 | 速度、荷重試験の数値は適切である。               | データ |

改める。

別記第七号その一中

|  |     |
|--|-----|
| 1<br>交差部固定保護板、交差部可動警告板、誘導柵、進入防止用仕切板等の取付状況に問題<br>がない。 | 写真  |
| 2<br>防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。                        | データ |
| 3<br>速度、荷重試験の数値は適切である。                               | データ |

を

| 電気関係                                      | 1 受電盤、制御盤、操作盤等の取付状況は支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。 | データ |
|---|--|-----|
| 2 配電線、給電線、照明電飾等の取付状況等支障がなく、接地抵抗値は適切である。   |  | データ |
| 3 被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。   |  |     |
| 4 被保護建築物等が保護範囲内に入るよう受雷部システムが設置されている。      |  | 写真  |
| 5 引下げる導線システムと受雷部システム、接地極システムが電気的に接続されている。 |  | 写真  |
| 6 引下げる導線システムが保護レベルに応じた平均間隔に配置されている。       |  |     |

改め、同様式その三を次のように改める。

١٢

卷

4

| 電気関係                                    | 1 受電盤、制御盤、操作盤等の取付状況は支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。 | データ    |
|---|--|--------|
| 2 避雷設備の取付状況等支障がない。                      |  | 写真・データ |
| 3 配電線、給電線、照明電飾等の取付状況等支障がなく、接地抵抗値は適切である。 |  | データ    |

その3

|    |  |              |
|----|--|--------------|
| 1  | 客席部分の取付状況等に支障がない。  |              |
| 2  | 客席部分における側壁等、施錠戸の取付け等に支障がない。  |              |
| 3  | 客席部分におけるシートベルト等の取付け等に支障がない。  |              |
| 4  | 客席部分における手すり等の取付け等に支障がない。   |              |
| 5  | 客席部分を固定する設備の取付状況に支障がない。  |              |
| 6  | 令和2年国土交通省告示第252号に基づき、乗客の手足と周辺の障害物が接触しない。又は、接触しても負傷しないように対策が行われている。 |              |
| 7  | 台車・車輪装置の取付状況等に支障がない。   |              |
| 8  | 乗物引上金具・車両連結器等の取付状況等に支障がない。   |              |
| 9  | 油圧装置・空圧装置・揚水装置の取付状況等に支障がない。  | ウォータースライドを除く |
| 10 | 油圧装置・空圧装置から漏れ、さび、異音等がない。   |              |
| 11 | 油圧装置・空圧装置の運転状況は良好である。  |              |
| 12 | 安全弁の作動、油温保持の状況に支障がない。  |              |
| 13 | 揚水ポンプの電動機の作動試験は適切である。  | データ          |
| 14 | 油圧装置・空圧装置・揚水装置の運転状況は良好である。   |              |
| 15 | 揚水ポンプの揚水能力は適切である。  | データ          |
| 16 | アクチュエーター（離脱防止装置）の取付状況等に支障がない。                                      |              |
| 17 | 配管は漏れ、腐食がなく取付状況に支障がない。   |              |
| 18 | 機器及び器具類は正常に作動する。   |              |
| 19 | 受電盤、制御盤、操作盤等の取付状況に支障はなく、絶縁抵抗値は適切である。                               | データ          |
| 20 | 配電線、給電線、照明電飾等の取付状況等に支障はなく、接地抵抗値は適切である。                             | データ          |
| 21 | リミットスイッチ、センサーの取付状況、動作等を確認し、支障がない。                                  |              |
| 22 | 被保護建築物等の雷保護レベルに従って、外部雷保護システムが設置されている。                              |              |
| 23 | 被保護建築物等が保護範囲内に入るように受雷部システムが設置されている。                                | 受電部写真        |
| 24 | 引下げ導線システムと受雷部システム、接地極システムが電気的に接続されている。                             | 接続部写真        |
| 25 | 引下げ導線システムが配置されている。   |              |
| 26 | 接地極システムが設計通りに施工されている。  | 接地極写真        |
| 27 | 外部雷保護システムが規定の材料で、最小寸法を満たしている。                                      |              |

(日本産業規格A列4番)

別記第七項に次のとおりである。

その4

|   |                                     |              |
|---|-------------------------------------|--------------|
| 1 | 乗降場・点検用歩廊等の取付状況等に支障がない。             | ウォータースライドを除く |
| 2 | 安全柵、整理柵の取付状況等に支障がない。                |              |
| 3 | 運転室は見通しが良い場所にあり、乗降を監視できる。           |              |
| 4 | 運転開始、終了を知らせる装置があり、正常に作動する。          |              |
| 5 | 客席又は乗場において、定員、注意事項等の掲示が分かりやすい場所にある。 |              |
| 6 | 非常救出装置の動作が正常に働く。                    |              |
| 7 | 負荷試験は適切である。                         | データ          |
| 8 | 運行管理規程は作成してある。                      | データ          |

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

附  
則

(施行期日)

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備（令和六年国土交通省告示第百五十一号による改正前の平成十二年建設省告示第十四百二十五号に規定する構造方法によるものに限る。）については、この告示による改正後の東京都建築基準法施行細則による建築設備概要書等別記第一号、

現に残存するものは  
所要  
築設備概要書等別記第五号及び別記第六号による用紙で  
の修正を加え、なお使用することができる。

◎東京都告示第一百八十七号

令和二年東京都告示第百二十二号（東京都環境性能評価書作成基準）の一部を次のように改正する。

別記第一二号様式を次のように改める。

東京都知事 小池百合子

## 附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都環境性能評価書作成基準別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

## ●東京都告示第二百八十八号

令和六年東京都告示第四十一号（令和二年東京都告示第二百二十一号（東京都マンシ

ョン環境性能表示基準）の一部改正）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

別表中

建築物評価基準の段階3のうち、次の表に掲げる地域区分（指針別表第1エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部建築物の熱負荷の低減の項アの欄に規定する地域区分をいう。以下同じ。）に応じて、外皮平均熱貫流率の値により次の表のとおり評価を行うこととする。

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

## ●東京都告示第二百八十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区築地五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」とい

う。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化

合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物  
11 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号又は同項第十二号に該当する。

を

に

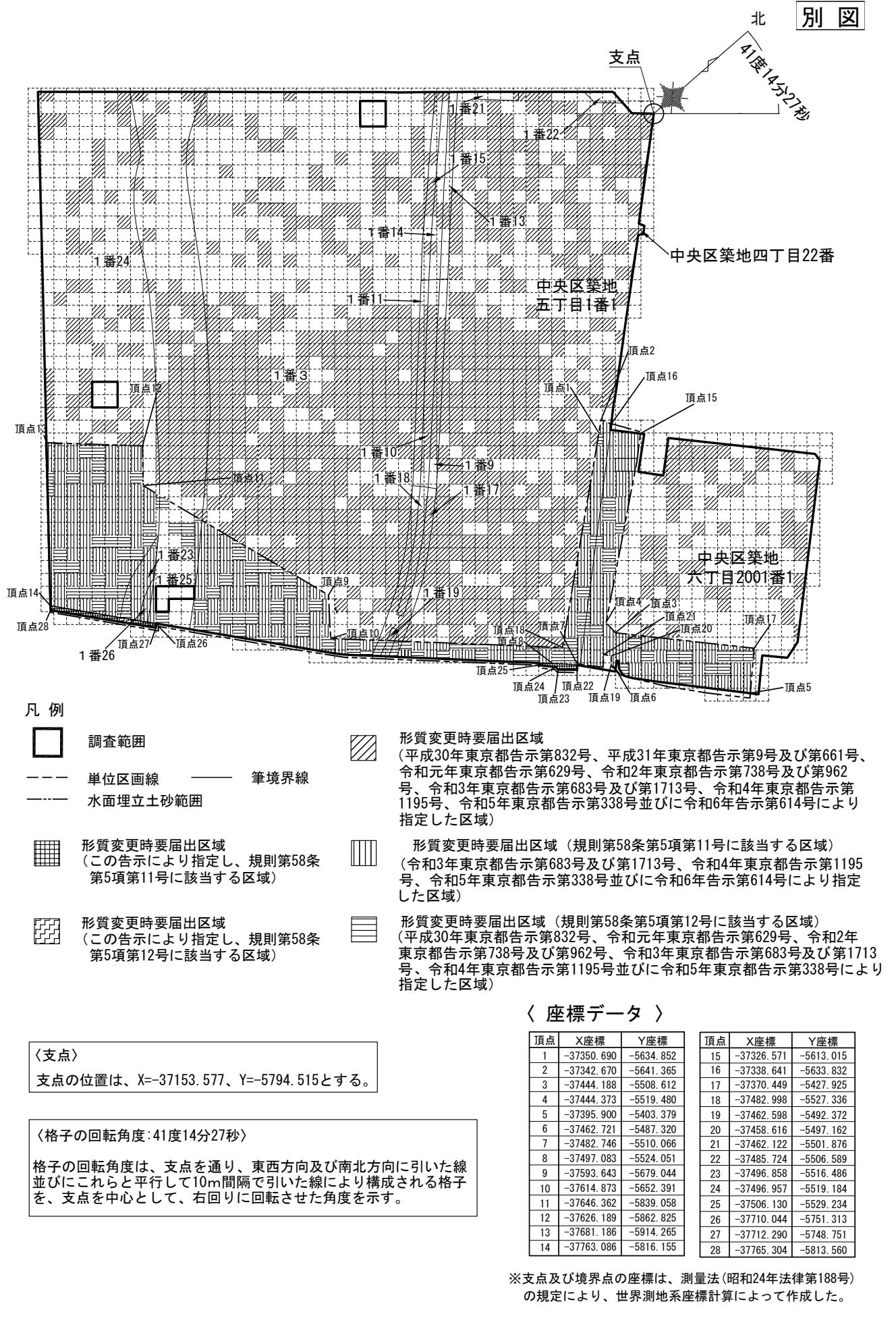
建築物評価基準の段階3のうち、次の表に掲げる地域区分（指針別表第1エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部建築物の熱負荷の低減の項アの欄に規定する地域区分をいう。以下同じ。）に応じて、外皮平均熱貫流率の値により次の表のとおり評価を行うこととする。

なお、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準第1項1)、(2)及び(3)イに適合する場合は、外皮平均熱貫流率の値を  $0.6W/(m^2 \cdot K)$  として評価を行うこととする。

改め。

## 附 則

## 別図



◎ 東京都告示第二百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に対する検査を受けるべき旨を命ずる。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 ブルセラ症検査

(一) 実施の目的

ブルセラ症の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方針

血清抗体検査及び細菌学的検査

二 結核検査

(一) 実施の目的

結核の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日と牛を除く。

する。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものを除く。

(四) 検査の方法

ツベルクリン検査

ヨーネ病検査

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

八王子市及び町 令和七年五月一日から同年七月三十日までの間において家畜保健

笠原村の全域 令和七年四月一日から令和八年三月三十日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日

青ヶ島村及び小月三十日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日

保健衛生所長が指定する日

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる

死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めめたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

(一) 実施の目的

ア 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十

五号。以下「省令」という。）第九条第一項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満

満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた

イ 妊娠及び繁殖の用に供することを目的として東京

都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

伝達性海綿状脳症検査

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日と

では令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第五号及び第六号に掲げる

死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めめたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和七年四月一日から令和八年三月三十一

日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日と牛を除く。

日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている馬のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

血清抗体検査

六 豚熱検査

(一) 実施の目的

豚熱の発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうについても、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

七 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については令和七年四月一日から令和八年三月三十一日

日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

八 腐蛆病検査

(一) 実施の目的

腐蛆病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間ににおいて家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

肉眼的検査、ミルクテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第二百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第六条の規定に基づき、豚熱の発生を予防するための注射を

次のことおり実施する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

東京都告示第二百九十一号

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

都内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている豚及びいのししのうち、家畜防疫員が必要と認めるもの

四 実施する期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

●東京都告示第二百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係面は、令和七年三月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 千代田練馬田無

二 供用開始の区間 練馬区中村北一丁目十一番四地先から同区向山二丁目八十番一地先まで

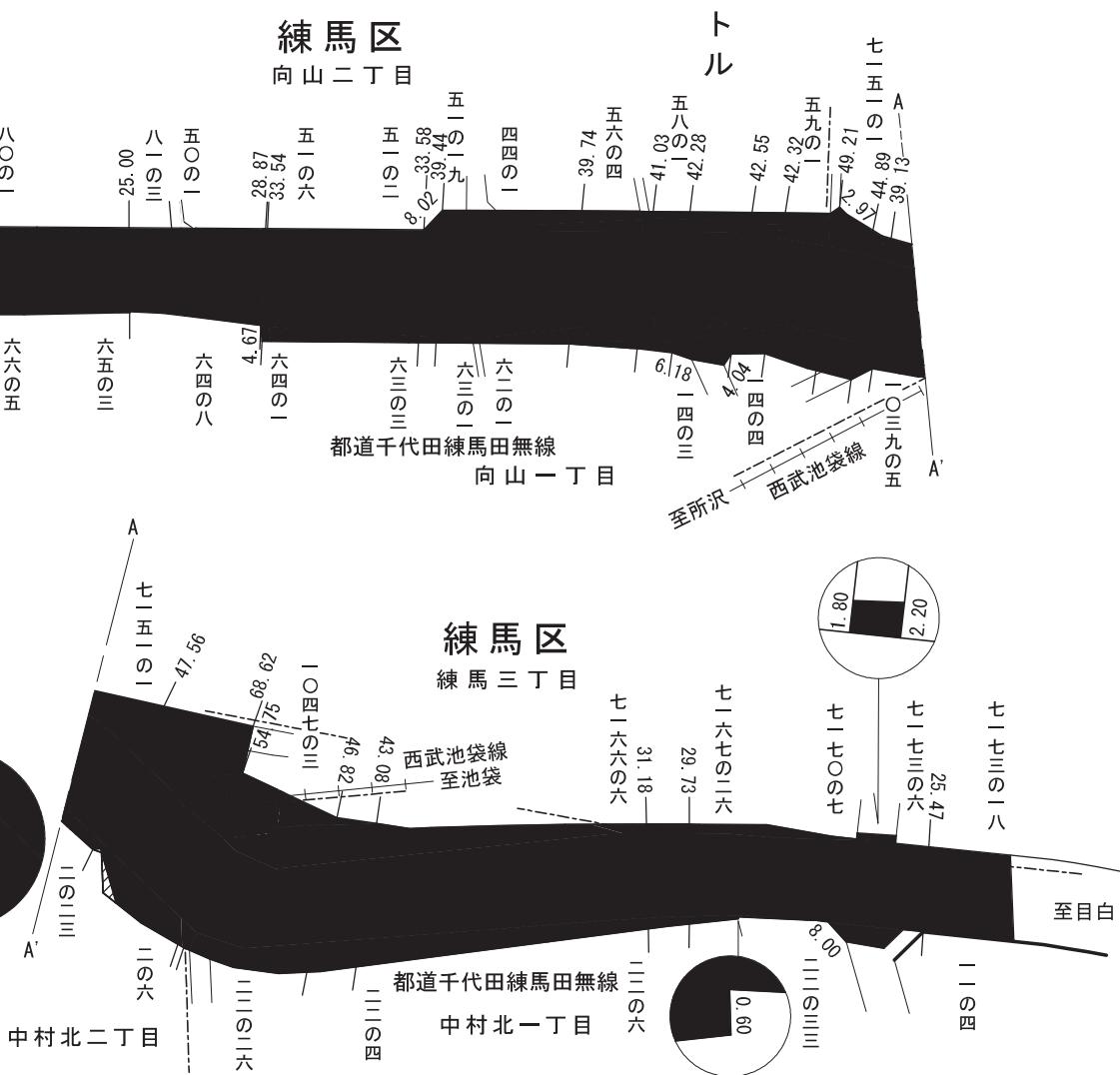
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 令和七年三月二十一日

別  
図

**都道千代田練馬田無線供用開始路図**  
**練馬区中村北一丁目～向山二丁目**

| 延長         | 面積              | 都道<br>特別区道<br>供用除外区域 |
|------------|-----------------|----------------------|
| 五六四・七五メートル | 一〇、九八一・一四平方メートル |                      |



● 東京都告示第二百九十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように決定する。

## 別図

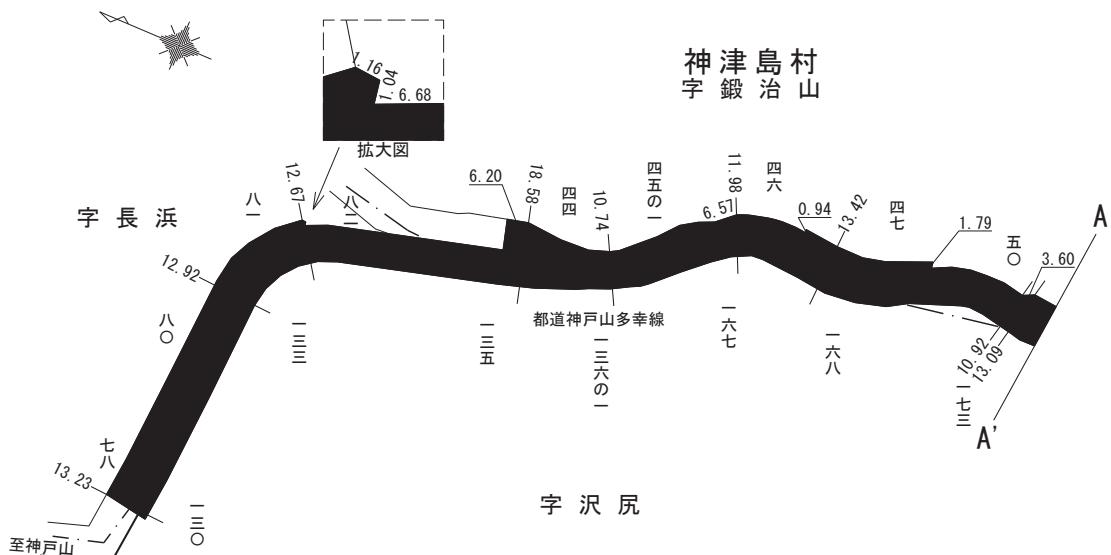
都道神戸山多幸線区域決定略図  
神津島村字沢尻・字滝川

都道  
村道

編入区域(決定区域)

延長  
一、一一六・二七メートル

面積  
一三、五六〇・九八平方メートル



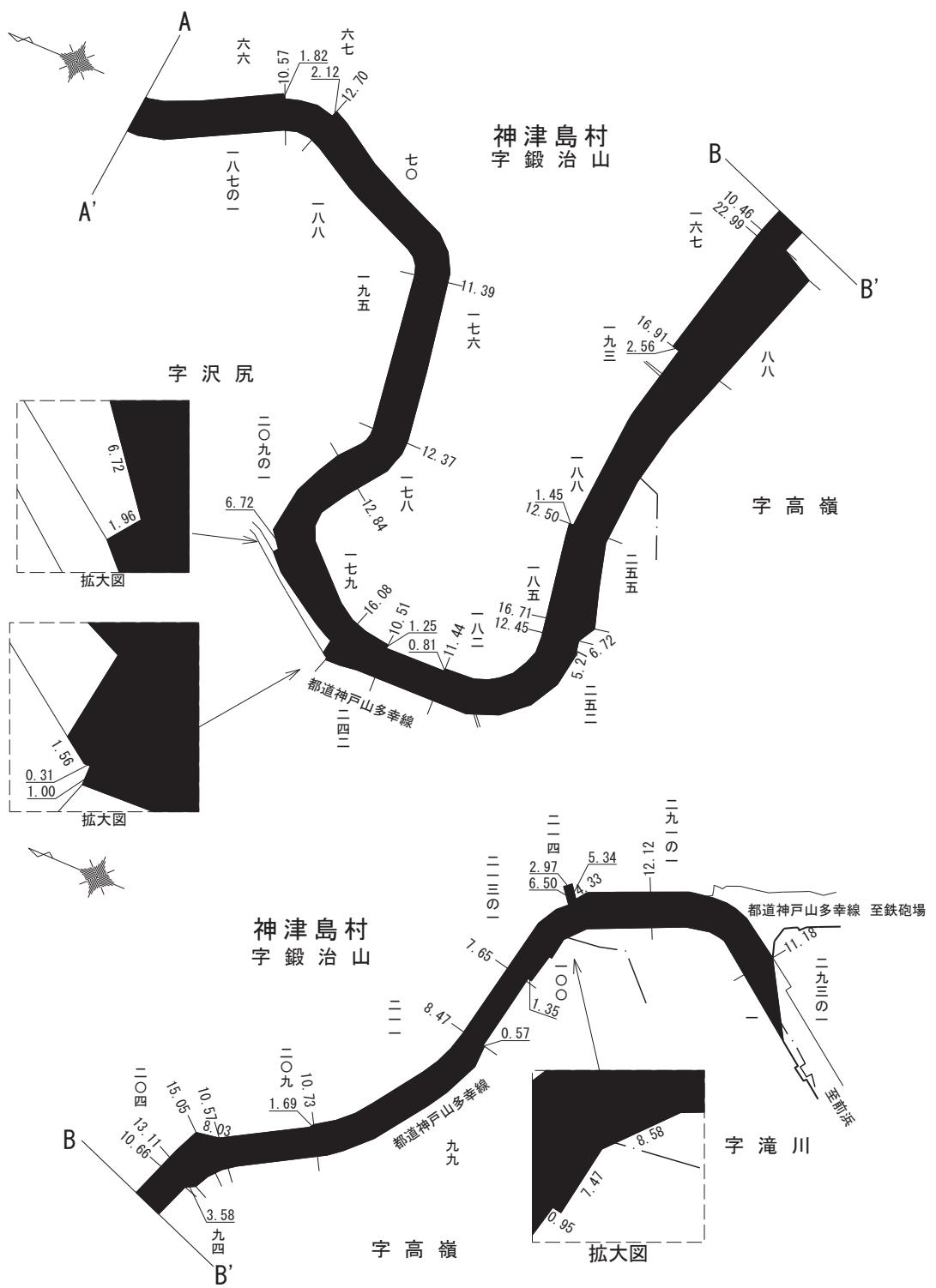
その関係図面は、令和七年三月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

一 路線名 神戸山多幸  
二 決定の区間 神津島村字沢尻百三十番地内から同村字  
滝川一番地先まで

三 決定の概要 別図表示のとおり

東京都知事 小池百合子

A



● 東京都告示第二百九十四号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別  
四

都道神戸山多幸線区域変更略図  
神津島村字鍛治山字滝川

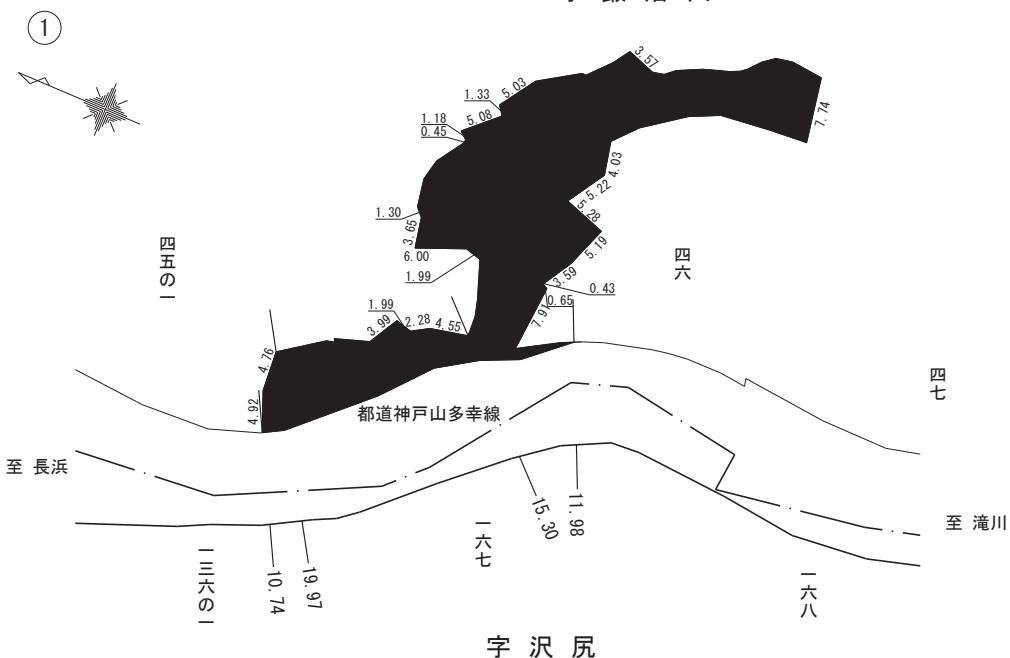
都道  
編入区域

延長 一八二・四〇メートル  
面積 二、六二一・〇四平方メートル



神津島村  
字鍛治山

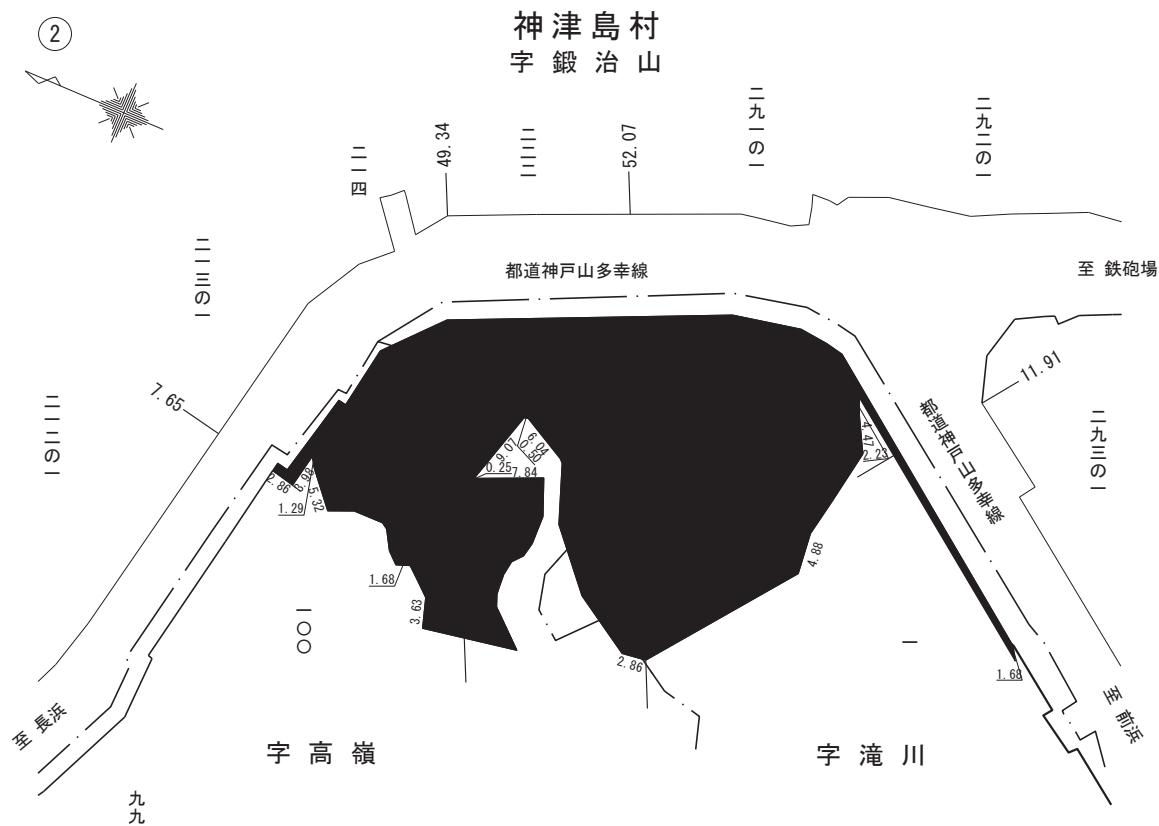
1



その関係図面は、令和七年三月二十一日から起算して一週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

二 一路線名 神戸山多幸  
変更の区間 神津島村字鍛治山四十五番一地内から同

神戸山多幸



訓  
令  
(教)

●東京都教育委員会訓令第一号

教 育 事 務 所 庁 所  
事 業 所 張 出 庁 所  
都 立 高 等 学 校  
公 立 中 等 教 育 学 校  
公 立 特 別 支 援 学 校  
公 立 中 学 校  
公 立 小 学 校  
公 立 義 務 教 育 学 校  
公 立 共 同 調 理 場

東京都教育委員会職員表彰規程（昭和二十七年東京都教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

規則（公）

東京都教育委員会 第五条中「禁」を「拘禁刑」に改める。

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

東京都公安局員会

委員長廣瀬道明

◎東京都公安局委員会規則第1号

(日)曜(金)3月21日(年)7年(令)

警視庁組織規則の一部を改正する規則  
警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第51条第3項第10号を同項第11号とし、同項第9号中「運転経歴証明書」の次に「及び運転経歴情報の記録」を加え、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定免許情報の記録等に関すること。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行すること。

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

警 告 記 事 情

●東京都公安委員会規則第2号

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第4項第4号中「運転免許証」の次に「（以下「免許証」という。）又は免許情報記録が記載された書面」を加える。

第12条第2項第2号中「運転免許証（以下「免許証」という。）の内容」を「免許証又は免許情報記録が記載された書面」に改める。

第19条第1項中「運転経歴証明書」の次に「若しくは運転経歴情報」を加え、同項ただし書中「免許証の記載事

項の変更」の次に「（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係るもの）」を、「交付」の次に「（運転経歴証明書の交付等）」を加え、「（の届出は」を「（運転経歴証明書の交付等）」に改め、同条第9項中「及び運転経歴証明書の交付は、当該免許証又は運転経歴証明書の交付を申請」を「（の交付、特定免許情報の記録、法第95条の23条の12第2項若しくは第3項に規定する運転経歴証明書の返納の届出又は運転経歴情報の抹消の届出は」に改め、同条第6号中「更新又は」を「記載事項の変更又は免許証の」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 特定免許情報の記録

第19条第2項第9号中「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「交付又は」を「交付等又は運転経歴証明書の」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 施行規則第30条の12第2項又は第3項に規定する運転経歴証明書の返納

第19条第2項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 法第95条の2第4項に規定する免許証の返納若しくは同条第11項に規定する免許証の交付又は免許情報記録の抹消

(9) 免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」といいう。）の有効期間の更新（以下「更新」という。）第19条第2項に次の1号を加える。

(13) 運転経歴情報の抹消

第19条第3項から第5項までの規定中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第6項中「道府県公安委員会」を

「第1項の規定にかかわらず、道府県公安委員会」に、「免許証」を「免許証等」に、「警視監督が指定する試験場長」を「試験場長（運転免許更新センターにおいて受理する申請を含む。）」に改め、同条第9項中「及び運転経歴証明書の交付は、当該免許証又は運転経歴証明書の交付を申請」を「（の交付、特定免許証又は運転経歴証明書の交付は、運転経歴証明書の返納若しくは免許証の書換え若しくは抹消又は運転経歴証明書の交付等、施行規則第30条の12第2項若しくは第3項に規定する運転経歴証明書の返納若しくは運転経歴情報の抹消は、それぞれの申請又は届出を」に改め、同項ただし書中「免許証の更新申請書」を「免許証等の更新申請書」に改め、「交付」の次に「、免許情報記録の書換え又は法第95条の2第4項に規定する免許証の返納」を加え、同条第10項中「、運転経歴証明書の交付」を「、運転経歴証明書の交付等」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に、「、運転経歴証明書の記載事項」を「、運転経歴証明書等の記載事項」に改め、「別記様式第14の2の2の運転経歴証明書記載事項変更届により」の次に「、施行規則第30条の12第2項又は第3項に規定する運転経歴証明書の返納の届出は別記様式14の2の3の運転経歴証明書返納届により、運転経歴情報の抹消の届出は別記様式14の2の4の運転経歴情報抹消届により」を加え、同項ただし書を削り、同条第11項中「第29条第1項、第29条の2第1項及び第30条の9第1項」を「第21条第2項、第21条の2第1項、第21条の9第1項、第29条第1項（法第101条の2の2第1項の規定による申請を除く。）、第29条の2第1項及び第30条の7第1項」に改める。

(號)18268(年)7(月)21(日)

第24条第7項第1号中「免許証」を「免許証等」に改め、「別記様式第16の6」の次に「(免許証又は免許情報記録個人番号カードを亡失し、又は滅失したものにあっては別記様式第16の6の2)」を加え、「質問票」を「施行規則別記様式第12の2の質問票」に改め、同項第2号中「別記様式第16の6の2」を「別記様式第16の6の2の2(免許証又は免許情報記録個人番号カードを亡失し、又は滅失したものにあっては別記様式第16の6の2の3)」に改める。

別記様式第13の4中「免許証更新手数料納付書」を「免許証等更新手数料納付書」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

別記様式第13の5中「免許証更新手数料納入済通知書」を「免許証等更新手数料納入済通知書」に改める。

別記様式第14から別記様式第14の2の3までを次のように改める。

## 東京 市 公 安

別記様式第14(第19条関係)



写真は貼らないでください。

| 運転経歴証明書交付等申請書                                   |    |   |    | 年 | 月 | 日 |
|---|----|---|----|---|---|---|
| 東京都公安委員会 殿                                      |    |   |    |   |   |   |
| 氏名・生年月日   |    |   |    |   |   |   |
| 住所  |    |   |    |   |   |   |
| 運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード<br>が切れた際に備えて持つことを希望するもの |    |   |    |   |   |   |
| 個人番号カードの効力                                      | 有効 | ・ | 失効 |   |   |   |

(この線から下には記載しないこと。)

| 申請取消日等        | 年 | 月 | 日  |    |    |         |
|---------------|---|---|----|----|----|---------|
| 運転経歴証明書の番号    | 第 | 号 | 年  | 月  | 日  | 公安委員会交付 |
| 運転経歴情報記録の番号   | 第 | 号 | 年  | 月  | 日  | 公安委員会記録 |
| 自動車等の運転に閑する経歴 |   |   |    |    |    |         |
| 免許免第一種二・小・原   | 年 | 月 | 日  | 昭和 | 平成 | 令和      |
| 免許免第一種二・小・原   | 大 | 中 | 準  | 大  | 中  | 大       |
| 免許の種類         | 型 | 型 | 普通 | 自動 | 自  | 特       |
| 第一種免許その他      | 通 | 特 | 三  | 三  | 二  | 引       |
| 第一種免許         | 付 | 付 | 二  | 二  | 二  | け       |
| 第二種免許         | 年 | 月 | 日  | 昭和 | 平成 | 令和      |
|               | 年 | 月 | 日  | 昭和 | 平成 | 令和      |

## 注意事項

個人番号カードが有効なものであるときは個人番号カードの効力欄の「有効」を、効力を失っているときは同欄の「失効」を、それぞれ〇で囲んでください。  
備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14の2 (第19条関係)

東京都公安委員会 殿

## 運転歴証明書再交付申請書

写真は貼らないでください。

|            |  |
|------------|--|
| 再交付等申請する理由 | 1 亡失・滅失・盗難<br>2 汚損・破損<br>3 旧経歴所持<br>4 記載事項変更<br>5 その他( ) |
|------------|--|

申請日 年 月 日

|             |            |            |            |            |            |            |                 |            |            |            |            |            |            |            |            |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| フリガナ        |            |            |            |            |            |            |                 |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 氏名          |            |            |            |            |            |            |                 |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 生年月日        | 年 月 日      |            |            | 希望する保有形態   |            |            | 運転歴証明書・マイナ経歴証明書 |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 電話番号        |            |            |            |            |            |            |                 |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 運転歴証明書記録番号  |            |            |            |            |            |            |                 |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 運転歴経済情報記録番号 |            |            |            |            |            |            |                 |            |            |            |            |            |            |            |            |
| 車種          | 11         | 18         | 19         | 12         | 13         | 21         | 22              | 15         | 16         | 17         | 31         | 38         | 32         | 33         | 34         |
| 車型          | 大型         | 中型         | 準小型        | 中型         | 普通車        | 大型         | 普通車             | 小型         | 原付         | け          | 大          | 中          | 普          | 特引         | け          |
| 車両登録番号      | ○で囲んでください。      | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 | ○で囲んでください。 |

別記様式第14の2 の 2 (第19条関係)

## 運転歴証明書記載事項変更届

東京都公安委員会 殿

届出日 年 月 日

○ 変更前の氏名、生年月日、経歴証明書等の番号と電話番号を記入してください。

|      |            |           |      |
|------|------------|-----------|------|
| フリガナ | 生年月日 年 月 日 |           |      |
| 氏名   | 番号         | 運転歴情報記録番号 | 電話番号 |

○ 下の欄は、変更する項目のみを記入してください。

|      |            |       |  |
|------|------------|-------|--|
| フリガナ | 生年月日 年 月 日 |       |  |
| 氏名   | (新) 住所     | 〒 東京都 |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

|       |     |      |      |
|-------|-----|------|------|
| 受理所属名 | 取扱者 | 管理番号 | 確認書類 |
|-------|-----|------|------|

|            |          |      |      |        |        |   |
|------------|----------|------|------|--------|--------|---|
| 変更項目       | 1 本籍・国籍等 | 2 住所 | 3 氏名 | 4 生年月日 | 5 その他の | 確認欄   |
| 記載事項       |          |      |      |        |        | ・住民票<br>・個人番号カード<br>・就労登録カード<br>・勤務登録カード<br>・その他( ) |
| 変更後の氏名     |          |      |      |        |        |   |
| 変更後の本籍・国籍等 |          |      |      |        |        |   |
| 変更後の住所     | 〒 東京都    |      |      |        |        |   |

備考

- 申請用写真の添付は必要ありません。持参写真による手続の場合は、時間がかかります。
- 再交付運転歴証明書交付年月日(未輸入・後日交付等)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。